

消費生活センター情報

●毎年5月は消費者月間です

学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～

「消費者月間」には、消費者問題に関する啓発・教育などを集中的に行います。県では消費者のつどいの開催など啓発活動を行い、大田原市消費生活センターでは、街頭での啓発チラシ配布を行い、相談窓口の周知を行っています。

また、悪質商法の対処法などを紹介し事前に被害を防止する出前講座を随時受け付けていますので、ご希望があればお問い合わせください。

○消費者月間の由来

昭和30年代の高度成長に伴い、消費者問題が社会問題となり始めたことをきっかけに「消費者保護基本法」（現在は消費者基本法）が昭和43年5月に制定されました。それまで法律の中に消費者という言葉はなく、立場も明確にはされていませんでした。「消費者保護基本法」は、消費者の利益を守り国民の消費生活の安定と向上を目的とした法律として初めてのものです。その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

●消費者ホットラインをご利用ください

ダイヤル 0570-064-370

「消費者ホットライン」は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目的として、平成22年1月から全国的に実施されました。

ホットラインに電話をかけ、お住まいの郵便番号や市町村名を選択すると、最寄りの消費生活センターに転送され相談が受けられます。大田原市を選択した場合、通常の受付時間内であれば大田原市消費生活センターにつながります。

また、土曜日は栃木県消費生活センター、日・祝日は国民生活センターに転送されます。いち早く対処法などを知りたい場合などに有効です。



平日 → 大田原市消費生活センター
土曜日 → 栃木県消費生活センター
日曜・祝日 → 国民生活センター

問 大田原市消費生活センター

大田原市住吉町1-9-37 TEL (23)6236
相談受付 9:00～12:00、13:00～16:00
※土・日・祝日を除く

犬の正しい飼い方



犬を飼っている方は、法律により、次の4点を遵守することが義務づけられています。

自宅で飼う場合や犬を散歩させるときは、鎖・引き綱などでつなぎましょう。



『散歩が面倒だから』『散歩中、誰もいないから』といって犬を放す行為は禁止です。ドッグランなど完全に安全が確保されている特別な場合を除き、犬を放す行為は禁止されています。他人に迷惑をかけるだけでなく、事故に遭ってしまう可能性もありますので絶対に放さないでください。

犬を道路・公園など公共の場所に連れて行くときは、フンを必ず持ち帰りましょう。



1年を通し犬のフンや鳴き声についての苦情が多く寄せられています。ペットを飼っていない方や、正しい飼い方をしている飼い主の方に迷惑をかけることのないよう、飼い主としてのマナーを守り、飼い犬のしつけなども十分気をつけてください。あなたの犬が他人にも愛されるよう、正しい飼い方を心がけましょう。

犬の「鳴き声」がご近所の迷惑にならないようにしましょう。



原因はさまざまですが犬の無駄吠えはストレスが多くを占めます。適度な運動(散歩)や犬小屋周りを清潔に保つなど犬にストレスがかからないように心がけましょう。

生後91日以上の子犬には「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。



迷い犬で保護されるほとんどの犬は鑑札がついていないため飼い主の特定が困難な状況です。鑑札、狂犬病予防注射済票やマイクロチップがついていると、飼い主の特定ができるため、保護された犬はすぐに飼い主のもとに帰ることができます。市で交付する鑑札および注射済票は装着が義務付けられています。登録をしないで犬を飼っている場合は狂犬病予防法違反となり、20万円以下の罰則も設けられています。生後91日以上の子犬を飼う場合は、必ず登録と年1回の狂犬病予防注射をしましょう。

問 正しい飼い方やしつけについて 栃木県動物愛護指導センター

TEL 028(684)5458

問 登録・狂犬病予防注射について

市生活環境課 A 1階 TEL (23)8832